

第3期教育等の振興に関する施策の大綱／第4期高知県教育振興基本計画（抜粋）

基本方針 II

「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、
多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進

【6】多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援

- ・夜間中学の充実・広報周知、若者の学びなおしと自立支援、高等学校定時制・通信制課程の質の確保・向上、外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進、特異な才能のある※児童生徒に対する指導・支援

II-政策6

多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援

【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】

- ・夜間中学については、外国籍の生徒の受け入れに向けて、生徒募集の要件の変更を行いました。
- ・進路未定のまま中学校卒業や高等学校を中途退学した方、進学や就職に支援を必要とする方等、社会的自立に困難を抱える若者がいます。
- ・進学・就労支援を行う若者サポートステーション※により多くの厳しい状況にある方をつなぐことができるように関係機関との連携が必要です。
- ・高等学校の定時制・通信制においては、多様な生徒が入学しており、一人一人のニーズに対応した教育が必要です。
- ・日本語指導が必要な児童生徒への対応について、国の配置基準に沿った日本語指導教員の配置を行うとともに、市町村教育委員会からの個別相談を実施し、受け入れ体制の充実を図っています。
- ・県立中学校・高等学校においては、日本語指導が必要な生徒数が少ないことから、必要に応じて学習支援員を配置するなどの支援を行っています。
- ・県教育センターでは、教職員を対象とした人権教育セミナーを通じて、外国人児童生徒等を取り巻く環境や日本語指導等に関する県内の現状について周知しています。
- ・各学校において、基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟の程度に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れることなど「個に応じた指導」の充実が図られてきています。通常の学級等で特異な才能のある※児童生徒や障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して学べるよう、合理的配慮※を含む必要な支援を受けられる環境調整が必要です。

【政策のポイント】

- 夜間中学における生徒募集に向けた広報・周知活動を一層推進するとともに、日本語指導を含む夜間中学の教育活動の充実を図ります。
- 若者サポートステーションにおいて、社会的自立に困難を抱える方に対する修学・就労に向けたきめ細やかな支援や、関係機関と連携した対象者の誘導を行います。
- 定時制・通信制においては、就学・就労に向けてきめ細やかな支援を行うとともに、生徒の多様な学びのニーズへの対応を行うことで、教育の質の確保・向上を図ります。
- 県立中学校・高等学校からの相談に応じて学習支援員を配置するなど、日本語指導が必要な生徒に対する支援体制の拡充を図ります。
- 「外国人」をテーマにした人権教育セミナーを実施し、外国人児童生徒等を取り巻く環境や日本語指導等に関する現状について周知します。
- 校内研修等で活用できるよう、特異な才能のある児童生徒の理解に関するオンデマンド動画を充実させるとともに、認知特性を踏まえた教材・教具の工夫や一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図ります。

【施策（44）外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進】

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を推進します。

施策（44）の指標

- ①日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合を100%とする。

＜基準値＞ R 3 外国籍：100%（91.0%）、日本国籍：100%（88.1%） *（ ）内は全国平均

＜日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査＞

施策 名称	Ⅱ－政策 6 外国人児童生徒等に対する日本語教育の推進	施策 No,	(44)
		担当課	小中学校課 高等学校課、教育センター
概要	日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう、公立学校における受入体制の整備や日本語指導教員等の資質能力の向上の取組など、外国人児童生徒等の適切な教育の機会確保に向けた取組を推進する。		
施策（44）の達成の目安となる指標			
①日本語指導が必要な児童生徒のうち学校において特別な配慮に基づく指導を受けている者の割合を100%とする。 			